

令和 2年 4月 30日

保護者の皆様

大阪市立水都国際高等学校  
校長 佐藤 裕幸

令和2年5月10日までの臨時休業期間の延長について（お知らせ）

惜春の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、政府が「緊急事態宣言」を行ったことを受け、大阪市においても令和2年5月6日（水曜日）まで、臨時休業を実施しているところです。生徒の更なる感染予防の徹底を図るため、大阪市立の高等学校全校について、先にお知らせした期間を延長して、**令和2年5月10日（日曜日）まで臨時休業を延長**させていただきます。

臨時休業期間中につきましてもお子様の健康観察を十分に行っていただき、咳や発熱等の風邪の症状がみられる場合は十分に休養させてください。

また、新型コロナウイルスへの感染の疑いがある場合には、速やかにお近くの新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）にお問合せいただくとともに、本校までご連絡くださいますようお願いいたします。

5月11日以降の取り扱いについては、国等の緊急事態宣言の扱いをみたうえで、改めてお知らせする予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしく願い申し上げます。

問合せ先

教頭 太田 晃介

電話 06-7662-9601